

物性研究所スーパーコンピュータ共同利用 利用規則

2013年 8月 2日 制定
2014年 2月 3日 改正
2019年 8月 2日 改正
2020年 7月31日 改正
2022年 1月28日 改正
2022年 8月 5日 改正
2023年 1月27日 改正

スーパーコンピュータの利用にあたり（申請含む）、当規則を必ずお読みください。

東京大学物性研究所スーパーコンピュータセンター（以下、「当センター」という）が提供するシステムの利用登録および利用申請を行うことで、次の事項に同意するものとする。

1. 申請資格

国・公立大学、私立大学及び国公立研究機関（以下、「大学等」という）の教員、研究者ならびにこれに準ずる者で、物性科学に関する研究に携わる者は、研究代表者として申請資格を有する。ただし、大学院学生等は研究代表者になれない。

原則として、特定類型に該当する居住者は申請資格を有しない（特定類型の定義については下記を参照）。ただし、国内の大学等に雇用されている場合、特定類型に該当する居住者でも申請を認める場合がある。

特定類型について：

契約に基づき外国政府等・外国法人等の指揮命令に服する者や、経済的利益に基づき外国政府等の実質的な支配下にある者などに該当する居住者は、特定類型に該当する。該当者が当センターのシステムを利用する手続きなどについては、所属機関・部局の安全保障輸出管理室や当センター等に相談されるなど、法令に基づく適切な処置を講じなければならない。

2. 利用資格

申請資格を有するものは、課題の共同研究者として利用資格を有する。

大学等の教員の指導の下で研究を行う大学院学生は、課題の共同研究者として利用資格を有する。（学部学生は共同研究者になれない。）

研究代表者は1名以上の共同研究者と共に1つの研究グループを構成してシステムを使用することができる。

研究代表者は他の研究グループの共同研究者を兼ねることができる。

原則として非居住者及び特定類型に該当する居住者については利用を認めない（非居住者の定義については下記を参照）。ただし、以下のいずれかの条件を満たす者は、利用を認める場合がある。

- 6カ月以内に居住性を得られる見込みの場合、国内の大学等に所属する大学院学生や研究員等の非居住者
- 国内の大学等に所属する特定類型に該当する居住者

非居住者について：

居住性の判断は外国為替法令に従う。例えば、以下の要件に該当するものは非居住者である。

- 日本国籍を持つもので、海外に在住し、かつ海外の大学等と雇用関係にあるもの。
- 外国籍を持つもので、来日後半年経過していないもの。ただし、日本の大学等と雇用関係にあるものについては居住者として扱い、利用を認める。

3. 利用期間

利用者は、課題採択後により決定された利用期間内で、メンテナンスなどによるシステム停止時間を除いて利用することができる。

利用期限後、半年間はディスク上のデータは保存されるが、それ以後は全てのファイルおよび登録されたユーザを当センター側で抹消する場合がある。また、上記に関わらず、システム運用が終了する際には、ディスク上の全てのファイルは当センター側の削除対象となる。

4. 利用区分

研究代表者は申請する課題の計算規模や緊急性により、あらかじめ定められた A, B, C, D, E, S の各クラスのうちから適切なものを選び、申請するものとする。各クラスの制限については別途定める。

5. 利用申請

申請資格を有する者は、研究代表者として当センターに登録し、システムを使用する目的である研究課題内容をもって利用申請を行う。申請は、申請受付期間中に当センターが提供するWeb申請システムを通して行うものとする。

6. 利用料金

当センターでは、システムの使用にあたり原則として利用料金を徴収しない。ただし、利用者の使用状況によっては、当センターから消耗品などの経費の負担を依頼する場合がある。

申請課題の採択時に供与されるポイントを消費することでプログラムの実行やシステム上のディスク領域を利用できるものとする。

7. アカウントについて

利用者は、計算機システムのアカウント及びパスワードを適切に管理し、不正利用の防止に努めなければならない。

利用者は、アカウントを第三者に利用させてはならない。

利用者は、申請課題と関係のない事柄に計算機システムを利用してはならない。

8. 成果報告書

研究代表者は課題終了後に当センターが定める書式にて成果報告書を提出しなければならない。ただし、Aクラスでの採択課題については成果報告書を提出しなくともよい。

9. 研究成果の出版

計算機システムの利用により得られた研究等の成果を論文等により公表する場合、利用者は当該論文等にセンターの計算機システムを利用した旨を明記しなければならない。成果報告書は原則として公開し、センターの広報等の用に供することができるものとする。ただし、研究代表者より申し出があった場合には、公開の延期を行う場合がある。

以下に謝辞の文例を示す。

Ex.1) The authors thank the Supercomputer Center, the Institute for Solid State Physics, the University of Tokyo for the use of the facilities.

Ex.2) The computation in this work has been done using the facilities of the Supercomputer Center, the Institute for Solid State Physics, the University of Tokyo.

10. 知的財産権の取扱い

原則として、利用者の所属する機関に帰属することとするが、本学研究者の知的貢献が認められる場合における当該発明等の取扱いについては、本学と別途協議するものとする。また、当該知的財産権の活用により収益が見込まれる場合、当該知的財産権の権利者と本学は、本学設備の貢献に係わる対価の支払いについて、別途協議を行うものとする。なお、共同利用による研究から知的財産権が得られた場合、出願書類等1部を物性研究所共同利用係へ送付すること。

11. 免責事項

利用者が計算機システムを利用したことにより被った損害、その他計算機システムに関連して被った損害について一切の責任及び負担を負わない。また、天災等のやむを得ない場合には利用者への予告無しに計算機システムを停止する場合がある。

(2023年1月27日スーパーコンピュータ共同利用委員会承認)